

## 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部改正について

### 1 改正理由

滋賀県税条例第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するため、所要の改正を行うもの。特定非営利活動法人から指定を受けたい旨申出があり、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例第3条第1項に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当と答申されたことから、当該法人について期間を更新して再度の指定を行う。

### 2 今般指定の申出があった法人

#### 特定非営利活動法人しがNPOセンター

事務所の所在地	滋賀県近江八幡市桜宮町 207 番地の 3
代表者氏名	阿部 圭宏
法人設立年月日	平成 23 年 9 月 22 日
事業の概要	この法人は、滋賀県における市民活動やNPOの支援、地域コミュニティの支援、及び多様なセクター間の協働推進を行うことにより、滋賀における市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。  (主な事業) ・市民活動・NPO支援、地域コミュニティ支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメント・人材育成に関わる事業

### 3 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会への諮問結果

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、令和7年12月4日に当該委員会から「指定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申があった。

### 4 施行期日

令和8年7月1日

## (参 考)

### (1) 条例個別指定制度

県が、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を個別に条例で指定することにより、そのNPO法人に寄附した県民の個人住民税を優遇し、指定を受けたNPO法人への寄附を促進するもの。個別指定を受けることで、認定NPO法人の要件が満たされる。

#### 参考 認定NPO法人制度

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、県が認定を行うもの。NPO法人が認定を受けると、そのNPO法人へ寄附する者に対する所得税・個人住民税の優遇措置や、法人の法人税の優遇措置を受けることができ、NPO法人の活動の支援につながる。

### (2) 指定の基準

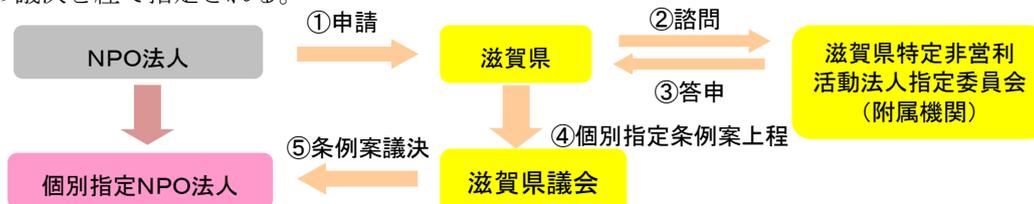
「滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例」・「同施行規則」に指定の基準および手続を規定している。

#### 指定の基準の概要

- ① 次の要件を満たしていること。
  - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
  - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
  - ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
  - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織および経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

### (3) 指定の流れ

NPO法人から指定の申出を受けて滋賀県特定非営利活動法人指定委員会が指定基準に適合しているかどうか審査し、知事の諮問に対し答申を行う。その後、指定条例案を上程、議会の議決を経て指定される。



## 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号）の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和8年6月30日まで指定を受けている特定非営利活動法人しがNPOセンターを、令和13年6月30日まで再度指定することとします。（本則関係）
- (2) この条例は、令和8年7月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例新旧対照表

旧			新		
<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>			<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>		
名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間	名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
省略			省略		
特定非営利活動法人しが NPOセンター	近江八幡市桜宮町207 番地の3	令和3年7月1日から 令和8年6月30日まで	特定非営利活動法人しが NPOセンター	近江八幡市桜宮町207 番地の3	令和8年7月1日から 令和13年6月30日まで
省略			省略		
付則 省略			付則 省略		